

(目的)

第1条 この規程は、[公立千歳科学技術大学大学院学則\(以下「大学院学則」という。\)](#)第24条の規定に基づき、大学院の授業の履修方法等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(履修コース)

第2条 [大学院学則第8条第2項](#)の規定に基づき、博士前期課程に、次のとおり履修コースを設け、コースを履修する入学年次ごとの標準の学生数は次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	課程名	コース名	学生数
理工学専攻	博士前期課程	GX(グリーントランスフォーメーション)コース	20名
		DX(デジタルトランスフォーメーション)コース	40名

- 2 博士前期課程の学生は、[前項](#)に規定する履修コースのいずれかを選択し、その選択した履修コースを研究科長に届け出なければならない。
- 3 博士前期課程の学生は、選択したコースに応じ、指定された科目を履修しなければならない。

(時間割)

第3条 授業科目の時間割は、春学期の始めに発表する。ただし、担当者、開講時間、教室を変更する場合がある。

- 2 授業科目は、授業の内容等により受講人数あるいは受講資格を制限することがある。また、授業科目は、履修登録を必要としないことがある。

(履修登録)

第4条 授業科目を履修しようとする者は、所定の履修登録申請を指定した期日までに行わなければならない。なお、履修科目の配当単位数の合計は、別に定める上限を超えることはできない。

- 2 履修科目を変えようとする者は、指定した期日までに履修登録を変更しなければならない。また、科目を再履修するときは、改めて履修登録をしなければならない。
- 3 [前条第2項後段](#)の場合を除き、[前項](#)の履修登録をしていない授業科目は受講できない。
- 4 [本条第1項](#)により履修登録した科目については、学期の途中で履修中止を認めることがある。ただし、その場合は中止する理由等を記した履修中止願([別紙様式1](#))を所定の期日までに提出しなければならない。また、必修科目については履修中止を願い出することはできない。
- 5 次に掲げる科目は、履修登録することができない。ただし、研究科委員会の意見を参酌し学長が認めた場合はこの限りでない。
- (1) 既修得済みの授業科目
 - (2) 同一時間内に開講されている2以上の授業科目の重複履修
 - (3) 受講人数あるいは受講資格を制限された科目及び履修登録を必要としない授業科目

(出席等)

第5条 授業及び試験に出席するときは、学生証を携帯しなければならない。

- 2 授業を欠席する若しくは欠席した場合は、欠席届に必要な事項を記入し、事務局担当課の確認後に科目担当教員に提出しなければならない。
- 3 欠席の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 短期間の欠席
 - ① 病気、ケガ、事故・忌引・公共交通機関の遅延等の欠席
 - ② 課外活動で大学を代表して参加するための欠席(団体旅行届等を要する)
 - ③ 会社訪問、会社説明会、就職試験、合同会社説明会等
 - (2) 長期間の欠席
病気・ケガ等により欠席が長期(1週間以上)になる場合は、欠席届に医師の診断書を必要とする。

(成績評価、評価区分)

第6条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価されるものとする。

- 2 履修科目の評価区分は、次のとおりとする。

大学院			基準	合否
評価	点数	GP		
秀	100～90点	4	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。	合格
優	89～80点	3	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。	
良	79～70点	2	到達目標を概ね達成している。	
可	69～60点	1	到達目標を最低限度達成している。	
不可	59～0点	0	到達目標を達成していない。	不合格
欠席	—	0	評価不能(成績表に記録される)	

- 3 履修登録を必要としない授業科目の単位の認定を希望する者は、指定された期日までに単位取得の申請を行わなければならない。

4 [本条第2項](#)に基づき決定された成績により、成績の数値平均Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出するものとする。なお、GPA算出については別に定める。

(学位論文)

第7条 学位論文の提出については、学位規程の定めるところによる。

(課程の修了)

第8条 課程の修了は、[大学院学則](#)の定めるところにより学長が認定した者に学位を授与する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を参酌して、学長が行う。

(庶務)

第10条 この規程に関する庶務は、学生支援課教務係において処理する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 [第2条](#)の規定は、令和7年4月1日以降に入学する者から適用し、令和7年3月31日に在籍する者は、なお従前の例による。